「居宅介護サービス」利用契約書

（居宅介護・重度訪問介護）

　　　　　　　様（以下「利用者」という。）と合同会社　金のりんご（以下「事業者」という。）は次の通り契約します。

第一条（契約の目的）

この契約は、利用者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関連する法令の趣旨に従ってサービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第二条（契約の期間）

１　この契約の契約期間は、令和　　年　　月　　日から利用者の介護サービスの給付費支給　　期間満了日までとします。

　　　２　契約満了日の１４日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、利用者の介護給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

第三条（居宅介護計画）

１　サービス提供責任者は、利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえた上で、居宅介護サービスの目標、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を盛り込んだ居宅介護計画を、速やかに　　　作成します。

　　　2　居宅介護計画については、契約支給量の変更、計画に沿ってサービスが提供されていない等、必要に応じて見直します。

　　　3　居宅介護計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者および同居の家族に説明します。

第四条（居宅介護サービス内容）

１　事業者は、前条に定める居宅介護計画及び本契約に基づいて、利用者に次の内容サービスを提供します。

　　　　（1）居宅介護

　　　　　　　自宅で入浴や排泄、食事、喀たん吸引などの介護や調理、洗濯、掃除等の家事やその他生活全般にわたる自立支援を行います。

　　　　（２）重度訪問介護

　　　　　　　重度の肢体不自由者、又は重度の知的障害者等であって常に介護が必要な人に自宅で入浴排泄、食事、喀たん吸引等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事や就寝時など見守り、　その他生活全般にわたる援助や外出時の移動中の補助を行う。

　　　２　利用者が利用できるサービスの内容は、「契約書別紙」のとおりです。事業者は「契約書別

紙」に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。

　　　３　居宅介護計画が利用者との合意をもって変更されて、もしくは介護給付費の支給決定内容が変更されて、事業者が提供するサービスの内容が変更となる場面は、利用者の了承を得て新たな内容の「契約書別紙」を作成し、それをもって居宅サービスの内容とします。

　第五条　（介護給付費支給申請に係る援助）

事業者は、利用者が介護給付費支給期間終了に伴う介護給付費支給申請を円滑に行えるよう、利用者を援助します。

第六条　（サービス提供の記録）

１　事業者は、毎回のサービス終了時に、利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。

２　事業者は、居宅介護の提供に関する諸記録を作成し、契約終了後５年間保存します。

３　利用者は、事業者は事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する２項の諸記録を閲覧できます。

４　利用者は、当該利用者に関する２項の諸記録の複写物の交付を受けることができます。

　第七条（利用料金の支払い等）

　　　１　利用者は、サービスの対価として「契約書別紙」に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

　　　２　事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細書を付して、翌月10日までに利用者に送付するものとします。

３　利用者は、前項により請求のあった利用料金の合計額を、翌月10日までに支払うものとします。

４　事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に領収証を発行します。

５　利用者は、従業者が居宅においてサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第八条（サービスの中止）

　　　利用者は、事業者に対して、サービス提供の前日17：00までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することが出来ます。

　第九条　（相談・苦情対応）

　　　１　事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の相談・苦情に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善につとめます。　　　なお、苦情の申し立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。

　　　２　次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。

1. 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
2. 事業者が守秘義務に反した場合
3. 事業者が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

第十条　（契約の終了）

　　１　利用者は、事業者に対して、３０日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などや得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

　　２　前項の規定にかかわらず、第九条第２項に規定する事由に該当した場合及び事業所が破産した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

　　３　事業者は事業所の廃止・縮小等、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、３０日間の予告期間をおいて、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

　　４　事業者は、次の事由に該当した場合は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

1. 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく３ケ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、１０日以内に支払われない場合。
2. 利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合。

　　　５　利用者の居宅介護についての介護給付費の支給決定が取り消された場合，若しくは介護給付費支給期間終了に伴い介護給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。ただし、利用者の転居に伴い支給決定が取り消された後に、引き続き転入先の市町村で支給決定された場合は、必要に応じて契約変更で対応することとします。

　　　６　次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

1. 利用者が施設に入所した場合。
2. 利用者が死亡した場合。

第十一条　（秘密保持）

１　事業者及びその従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する

　秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。

　この守秘義務は契約終了後も同様です。

２　前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が利用者の個人情報を用いることに、利用者は同意します。

３　事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する

場合は、あらかじめ文書により利用者及び家族に説明し、同意を得ます。

第十二条　（賠償責任）

　　事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の

生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

　第十三条　　（緊急時の対処）

　事業者は、現に居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

　第十四条　　（身分証携行義務）

　　　従業者は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

　　　　第十五条　　（連携）

１　事業者は、居宅介護等の提供に当たっては、他の指定居宅介護事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

２　事業者は、居宅介護等の提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第十六条　　（本契約に定めのない事項）

　１　利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

　２　この契約に定めのない事項については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第十七条　　（裁判管轄）

　　　この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所地を　管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

未成年者が契約する場合は、原則として法廷代理人（通常は親権者）の同意が必要です。

（民法第４条）＊未成年者が結婚している場合等の例外を除く。

　また、主たるサービスの対象者が児童の場合、契約の相手方は保護者になります。

　以上の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、１通ずつ保有するものとします。

　　　　　　　契約締結日　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　契約者氏名

　　　　　　　　事業者

　　　　　　　　　（事業者名）　　合同会社　金のりんご

　　　　　　　　　（住所）　　880－0871

　　　　　宮崎県宮崎市大王町59番地クリオ90－101号

　　　　　　　　　（代表者名）　代表社員　川東　ののか　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　利用者

（住所）

（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代理人又は立会人等

　（住所）

　（氏名）

　（続柄）　　　　　　　　　　　　　　　　　印

居宅介護契約書別紙

この契約書別紙は、本契約の条項に基づき、利用者個別の事項を定めます。

1. 提供するサービス内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 日／曜日 | 時間帯 | 類型 | 内容 |
| ／ | ～ |  |  |
| ／ | ～ |  |  |
| ／ | ～ |  |  |
| ／ | ～ |  |  |

２　利用料金

1. 介護給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

サービスに係る利用者負担額は、市町村が定める利用者負担上限月額（サービスに要した　　　　総費用額（別添表）の１割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第３１条により特例の適用を受ける場合は、市町村が定める額となります。

　　あなたの月額負担上限額は、市町村が定めた月額　　　　　　円です。

　　但し、他の事業所からも指定障害福祉サービスの提供を受け、利用者負担額の合計が月額

負担上限額を超過する場合は、利用者が依頼した利用者負担上限管理事業者が算定し、当該事業者に利用者負担額をお支払いいただきます。

1. その他、サービスに係る費用について
   1. 交通費

サービス提供地域として定める鹿児島市におけるサービス利用については、交通費が無料となります。

　それ以外の地域へのサービス提供につきましては、当事業所の従業者がお伺いするための交通費の実費をいただきます。

* 1. 記録等複写サービス

利用者の実費負担となります。

* 1. 通院等介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費

利用者の実費負担となります。

事業者

　　　　　　（事業者名）　　合同会社　金のりんご

　　　　　　（住所）　宮崎県宮崎市大王町59番地クリオ90－101号

　　　　　　（代表者名）　　代表社員　川東　ののか　　　　　　　　　印

　　　上記内容の説明を受け、了承しました。　　　　　　年　　　　月　　　　日

　　　　　　利用者

　　　　　　　（住所）

　　　　　　　（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　代理人又は立会人

　　　　　（住所）

　　　　　　　（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　（続柄）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和4年10月1日作成・施行

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和5年1月23日作成・施行